計 画 書

石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定
［石巻市復興整備計画（石巻市決定)］

都市計画石巻市新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名　　称		石巻市新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業
面　　積		約１８．０ｈａ
公共施設の配置	道　路	1　標準幅員の設定方針 住居系の土地利用を計画していることから、標準幅員は6mとする。 2　配置の方針 地区中央部を東西に通る市道伊原津一・渡波町一丁目線を軸とした道路配置とする。また、教育施設等へのアクセス道路は、歩道を有した道路（幅員9m）を計画し、その他の区画道路については土地利用に応じて適宜配置する。
	公園及び緑地	街区公園を誘致距離等に配慮しながら適宜配置し、地区面積の３％以上かつ計画人口１人当たり３㎡以上を確保する。
	その他の公共施設	上水道は、道路計画に併せて上水道管を布設し、全各戸に供給するよう計画する。 下水道は、石巻市東部流域関連公共下水道計画の変更を行い、整備するものとする。汚水については、道路計画に併せて管渠を埋設し、雨水については、道路側溝、管渠により集水し、地区内の調整池に放流する。
宅地の整備		被災者の速やかな生活基盤の形成のための宅地整備を行う。あわせて被災を受けた教育施設等を住宅の移転とともに地区内に移転整備することにより、移転前の居住環境・教育環境及び地域コミュニティの一体的な確保・維持に配慮した、良好な住環境を備えた整備を行う。

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理　由

当地区は、石巻市市街地東部に位置し、地区西側にＪＲ石巻線、地区中央部を東西に市道伊原津一・渡波町一丁目線が通っている。「石巻市震災復興基本計画」において、被災者の速やかな生活基盤の形成として渡波地区に新たな市街地の総合的な整備を行うこととしていることから、復興整備計画に記載し、土地区画整理事業区域約 18.0ha について都市計画決定を行うものである。

都市計画として定める区域

種　類　：　石巻広域都市計画土地区画整理事業
名　称　：　石巻市新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業

区　域　：　石巻市渡波字新沼の一部

総 括 図

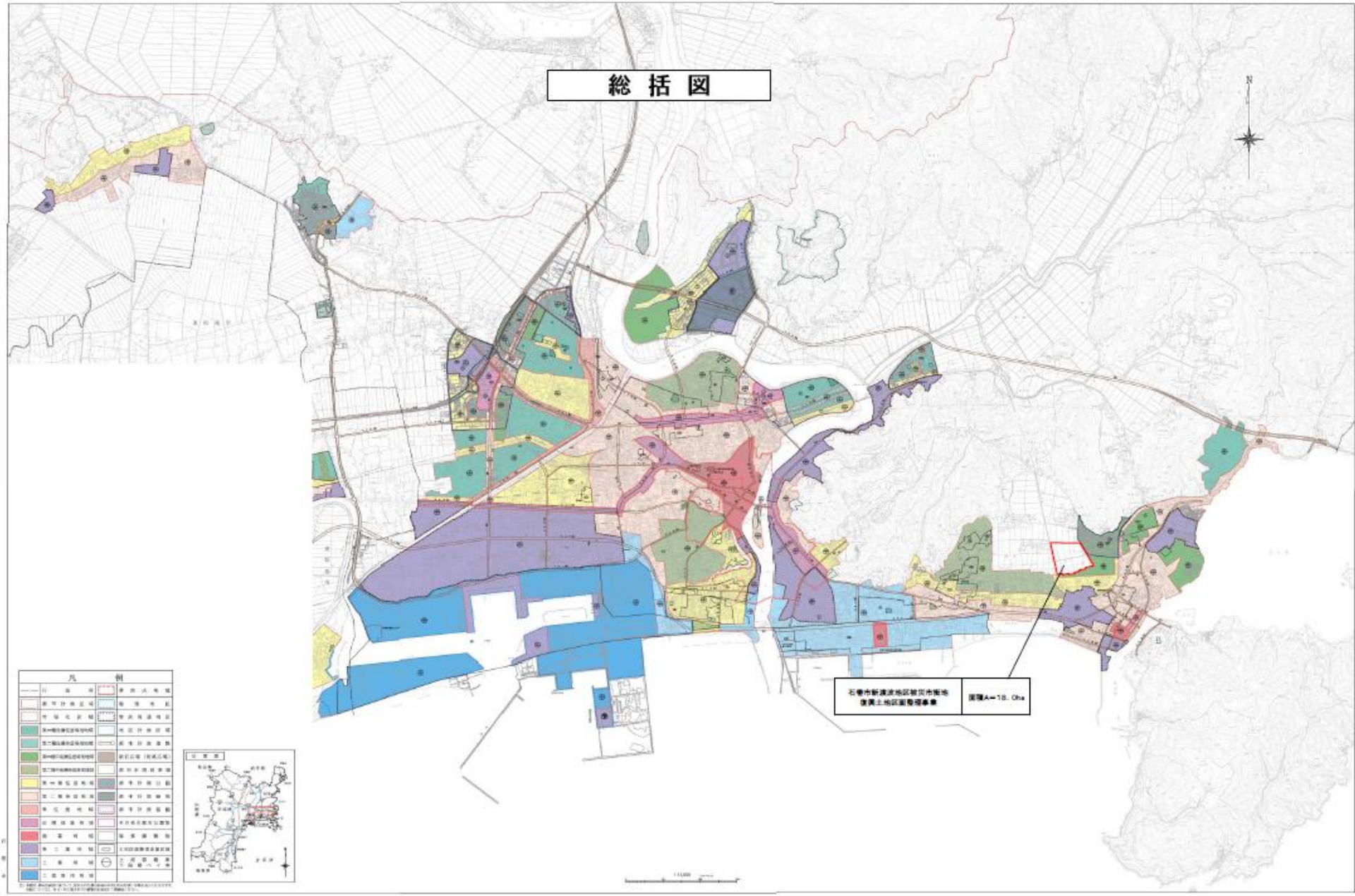

石巻市新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業　計画図

S=1/2,500

番　号	境界番号名称
1 ～ 2	道路端（含む）
2 ～ 3	字　界
3 ～ 4	道路端（含まず）
4 ～ 5	字　界
5 ～ 6	道路端（含まず）
6 ～ 7	地番界
7 ～ 8	水路端（含む）
8 ～ 9	見通し
9 ～ 10	地番界
10 ～ 11	見通し
11 ～ 12	水路端（含まず）
12 ～ 13	地番界
13 ～ 14	水路端（含む）
14 ～ 15	見通し
15 ～ 16	地番界
16 ～ 17	水路端（含まず）
17 ～ 18	見通し
18 ～ 19	地番界
19 ～ 20	見通し
20 ～ 21	水路端（含む）
21 ～ 22	地番界
22 ～ 23	地番界
23 ～ 24	水路端（含む）
24 ～ 25	字　界
25 ～ 26	水路端（含む）
26 ～ 1	字　界

凡　例

施行区域界

0 10 50 100 200m